農用地等を取得した場合の証明申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所又は所在地屋号又は法人名 氏名又は代表者氏名

租税特別措置法 $< \frac{\hat{\mathtt{g}}24 \hat{\mathtt{g}} \circ 3 \hat{\mathtt{g}} 1 \bar{\mathtt{g}} (\underline{\mathtt{d}} \setminus \underline{\mathtt{d}})}{\hat{\mathtt{g}} 61 \hat{\mathtt{g}} \circ 3 \hat{\mathtt{g}} 1 \bar{\mathtt{g}} (\underline{\mathtt{k}} \setminus \underline{\mathtt{d}})} >$ に規定する農用地等を取得した場

合の課税の特例の適用を受けるため、下記1の年分等において、下記2の金額が同項第1 号ロに規定する金額に該当する旨及び下記3の農用地等が同項に規定する取得又は製作若 しくは建設をした農用地等に該当する旨証明願いたく申請します。

記

1. 適用を受けようとする年分等		
2. 交付金等のうち下記3の農用地等して積み立てられなかった金額	その取得に充てるために、	農業経営基盤強化準備金と

3. 取得又は製作若しくは建設をした農用地等

	農用地等の種類	数量 (面積、台 数等)	取得等年月日	農用地等の 取得額	うち準備金 取崩額	うち準備金として積 み立てられなかった 交付金等の金額
1						
2						
3						

※証明書番号※証明年月日

3. 取得又は製作若しくは建設をした農用地等(前頁よりの続き)

	農用地等の種類	数量 (面積、台 数等)	取得等年月日	農用地等の 取得額	うち準備金 取崩額	うち準備金として積 み立てられなかった 交付金等の金額
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 3の欄が足りない場合には、3の欄の右下に「裏面に続く」と記載し、裏面に拡大版を印刷して、続きを記載すること(別紙は不可)。
- 3 ※印のある部分は、記入しないこと。
- 4 氏名欄は、個人にあっては住所、屋号及び氏名を、法人にあっては所在地、法人名及び代表者氏名を記載すること。
- 5 下線部については、それぞれ該当する条項に○を付すこと。
- 6 1の欄は、個人にあっては適用を受けようとする年分を、法人にあっては適用を受けようとする事業年度を記載すること。
- 7 3の欄は、農用地等の種類ごとに、数量(面積、台数等)、その取得又は製作若しくは建設をした年月日、取得額、取得額のうち準備金取崩額及び取得額のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額を記載し、必要に応じて記載行を追加すること。また、農用地等の種類ごとに、取得額のうち準備金取崩額と取得額のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額の合計額は、取得額を超えないこと。なお、農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる特定農業用機械等の取得価額要件は次のとおりであるから、留意すること。
- (1)機械及び装置並びに器具及び備品にあっては1台又は1基(通常一組又は一式を もって取引の単位とされるものにあっては、一組又は一式)の取得価額が30万円以 上のもの
- (2)建物及びその附属設備にあっては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上のもの
- (3) 構築物にあっては一の構築物の取得価額が30万円以上のもの
- (4)ソフトウエアにあっては一のソフトウエアの取得価額が30万円以上のもの
- (注)下記8の場合には、国庫補助金等の交付額を控除した額(国庫補助金等の交付による圧縮後の金額)でそれぞれ30万円以上であるかどうかを判定することになる。
- 8 3の欄の農用地等の取得額の金額は、国庫補助金等(固定資産の取得又は改良に充てるために交付されるものに限る。)の交付を受けて農用地等を取得した場合は、当該農用地等を取得した金額から国庫補助金等の交付額を控除した額を記載すること (国庫補助金等の交付による圧縮後の金額を記載すること。)。